

報告事項 3

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和元年度第2回）

について

このことについて、令和元年7月23日に愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議を開催し、諮問事項についてまとめを得ましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和元年8月2日

高等学校教育課

## 令和元年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

### ま と め

#### ○ 諮問事項について

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

外国人生徒等にかかる入学者選抜については、次のとおりとする。

- 1 全日制課程における外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について
  - (1) 定員枠は、「若干名」を改め、「募集人員の5%程度まで」とする。
  - (2) 出願資格に「入国後の在日期間が6年以内の者」という基準を加え、日本の小中学校に編入学していない者にも出願資格を与える。
  - (3) その他の事項は、現行のとおりとする。
  - (4) 実施時期は、令和2年度入学者選抜からとする。
- 2 定時制課程における外国人生徒等にかかる受検上の配慮について
  - (1) 前期選抜に加えて、後期選抜においても行う。
  - (2) その他の事項は、現行のとおりとする。
  - (3) 実施時期は、令和2年度入学者選抜からとする。

**【参考1】全日課程における外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について**（「平成31年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」より抜粋）

愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立東浦高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立安城南高等学校普通科、愛知県立豊橋西高等学校普通科、愛知県立豊田工業高等学校工業科、愛知県立豊川工業高等学校工業科及び愛知県立中川商業高等学校商業科において、各高等学校・学科の募集人員の一部を定員として、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜（以下「外国人生徒等選抜」という。）を実施する。

定員は、若干名とする。

**1 出 願**

**(1) 出願資格**

外国人生徒等選抜に出願することのできる者は、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「1 出願資格」に示す出願資格を有し、かつ、次のア及びイのいずれにも該当する者とする。

ア 外国籍を有する者又は保護者が中国等引揚者である者など特別な事情があると認められる者

なお、引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者をいう。

イ 小学校第4学年以上の学年に編入学した者又は第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者

（中略）

**2 学力検査**

(1) 愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

(2) 外国人生徒等選抜の学力検査については、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、一般選抜の学力検査とは別に行う。

なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

（中略）

**3 面 接**

(1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、外国人生徒等選抜の面接は、個人面接とする。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

（後略）

**I 一般選抜及び推薦選抜**

**第2 一般選抜への出願**

**1 出願資格**

各高等学校・学科の一般選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中学校卒業生」という。）

(2) 平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者（以下「中学校卒業見込者」という。）

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成31年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

(4) 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

**【参考2】 定時制課程における外国人生徒等にかかる受検上の配慮について**  
(「平成31年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」より抜粋)

**第6 外国人生徒等にかかる受検上の配慮**

- 1 高等学校長は、前期選抜において、出身中学校長等から「外国人生徒等にかかる受検上の配慮に関する申請書」が提出された入学志願者について、次の措置を取る。
  - (1) 基礎学力検査については、漢字にルビを付した問題によって行う。
  - (2) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、個人面接を行う。
- 2 上記申請書を提出することのできる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 外国籍を有する者又は保護者が外国籍を有するなど特別な事情があると認められる者
  - (2) 小学校第4学年以上の学年に編入学した者若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者又は入国後の在日期间が6年以内の者

## 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

### 第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

### 第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

### 第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

### 第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

### 第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

### 第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

### 第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

### 第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### 第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

### 第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。

令和元年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

名古屋大学大学院教育発達科学研究科名誉教授（議長）	村上隆
愛知教育大学教育学部教授（副議長）	土屋武志
名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授	佐藤洋一
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	石井秀宗
学校法人愛知享栄学園理事長	長谷川信孝
トヨタ自動車株式会社人事部労政室計画グループ長	鬼村洋平
名古屋銀行人材開発部人事グループ副業務役	川田絵里
愛知県地域婦人団体連絡協議会長	河野ともえ
愛知県公立高等学校PTA連合会長	堀場文彰
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	伊藤準
名古屋市教育委員会指導部長	安藤稔
大府市教育委員会教育長	宮島年夫
みよし市教育委員会教育長	今瀬良江
愛知県立明和高等学校長	荻原哲哉
愛知県立千種高等学校長	小島伸之
名古屋市立桜台高等学校長	松浦和彦
愛知県立瑞陵高等学校長	嶋田麻知代
碧南市立大浜小学校長	中谷真人
名古屋市立丸の内中学校長	坂野幸彦
犬山市立犬山中学校長	勝村偉公朗
名古屋市立昭和橋中学校長	加藤厚司
愛知県立長久手高等学校教諭	鈴村紀代子
名古屋市立工業高等学校教諭	齋藤大地
岡崎市立矢作北中学校教諭	青木貴之
名古屋市立道德小学校教諭	横山大樹